令和７年４月２７日執行の石巻市長選挙における選挙運動用自動車使用契約書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　（課税業者等との契約）

　　　　　　　　　　　　　　　（以下「甲」という。）と　　　　　　　　　　　　　　（以下

「乙」という。）は、選挙運動用自動車の借入れに関して、次のとおり契約を締結する。

　（自動車の借入）

第１条　甲は、乙から、乙の所有する次の自動車を借入れするものとする。

　　　　　自動車の種類

　　　　　自動車の登録番号

　（借入期間）

第２条　借入する期間は、次のとおりとする。

　　　　　令和　　 年　　 月　　 日から令和　　 年　　 月　　 日まで　　　　　 日間

　（借入金額）

第３条　借入の料金は、次のとおりとする。

　　　　　一金　　　　　　　　　　　　円　（うち消費税額　　　　　　　　　　　　円）

　　　　　ただし、１日につき　　　　　　　　　　　　円（消費税含む。）とする。

　（支払いの方法）

第4条　甲は、乙から請求のあった日から３０日以内に、前条に定める借入料金を乙に支払うも

のとする。

　（支払いの特例）

第５条　甲が、公職選挙法第１４１条第８項の規定により自動車を無料で使用することができる

場合は、前条の規定にかかわらず、乙は、石巻市議会議員及び石巻市長の選挙における選挙運

動の公費負担に関する条例第４条の規定に基づき、石巻市（以下「市」という。）に請求するも

のとし、甲は、これに必要な手続を遅滞なく行うものとする。

　　この場合において、市が乙に支払う金額が第３条に定める契約金額に満たない場合は、甲が

乙に対し、その不足額を速やかに支払うものとする。

上記契約の証として、本契約書２通を作成し、甲乙それぞれ署名押印のうえ、各１通を保有す

るものとする。

　　令和　　 年　　 月　　 日

　　　　　　　　　　　　　　　甲

　　　　　　　　　　　　　　　　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名

 　 乙

　　　　　　　　　　　　　　　　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名

令和７年４月２７日執行の石巻市長選挙における選挙運動用自動車使用契約書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　（非課税業者等との契約）

　　　　　　　　　　　　　　　（以下「甲」という。）と　　　　　　　　　　　　　　（以下

「乙」という。）は、選挙運動用自動車の借入れに関して、次のとおり契約を締結する。

　（自動車の借入）

第１条　甲は、乙から、乙の所有する次の自動車を借入れするものとする。

　　　　　自動車の種類

　　　　　自動車の登録番号

　（借入期間）

第２条　借入する期間は、次のとおりとする。

　　　　　令和　　 年　　 月　　 日から令和　　 年　　 月　　 日まで　　　　　 日間

　（借入金額）

第３条　借入の料金は、次のとおりとする。

　　　　　一金　　　　　　　　　　　　円

　　　　　ただし、１日につき　　　　　　　　　　　　円とする。

　（支払いの方法）

第４条　甲は、乙から請求のあった日から３０日以内に、前条に定める借入料金を乙に支払うも

のとする。

　（支払いの特例）

第５条　甲が、公職選挙法第１４１条第８項の規定により自動車を無料で使用することができる

場合は、前条の規定にかかわらず、乙は、石巻市議会議員及び石巻市長の選挙における選挙運

動の公費負担に関する条例第４条の規定に基づき、石巻市（以下「市」という。）に請求するも

のとし、甲は、これに必要な手続を遅滞なく行うものとする。

この場合において、市が乙に支払う金額が第３条に定める契約金額に満たない場合は、甲が

乙に対し、その不足額を速やかに支払うものとする。

上記契約の証として，本契約書２通を作成し，甲乙それぞれ署名押印のうえ，各１通を保有す

るものとする。

　　令和　　 年　　 月　　 日

 甲

　　　　　　　　　　　　　　　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　氏　名

 乙

　　　　　　　　　　　　　　　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　氏　名